

公立はこだて未来大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(平成27年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第10号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者および本学の施設や設備を利用して研究に携わる者
- (2) 研究活動上の不正行為 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、またはその他研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(学長の債務)

第3条 学長は、研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(副学長および事務局長の責務)

第4条 副学長および事務局長は、学長を補佐し、研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為の防止に関する必要な措置の実施に関すること
- (2) 研究活動上の不正行為が生じた場合の適正な対応措置の実施に関すること
- (3) 本学の研究者等に対する研究倫理に関する教育の実施に関するこ

と

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の説明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(通報窓口)

第6条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報および告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を公立ほこだて未来大学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に置く。

(通報処理体制等の周知)

第7条 倫理委員会は、通報窓口の場所および連絡先、通報等の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

(通報等の方法)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面（ファックスおよび電子メールによるものを含む。）、電話または面談により、通報窓口に対して通報等を行うことができる。

2 通報等は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 匿名による通報等については、必要と認める場合には、倫理委員会において協議のうえ、これを受け付けることができる。

4 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、別記第1号様式により通

報等の内容を取りまとめ、速やかに副学長および事務局長に報告する。

- 5 副学長および事務局長は、前項の報告を受けたときは、当該通報等が第1項から第3項までの規定に該当するものであることを確認のうえ、速やかに当該通報等の内容を学長に報告する。
- 6 通報窓口は、通報等が郵便による場合など、当該通報等が受け付けられたかどうかについて通報等を行った者（以下「通報者」という。）が知り得ない場合には、通報等が匿名による場合を除き、通報等を受け付けたことを当該通報者に通知する。
- 7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の通報等に準じて取り扱うことができる。

（通報等の相談）

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報等の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報等の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報等の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われてようとしている、または研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口は、学長、副学長および事務局長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（通報窓口の職員の義務）

第10条 通報等の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

2 通報窓口の職員は、通報等の受付の際、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合は、その内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、通報等の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、通報者に関する情報や業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 副学長、事務局長および倫理委員会は、当該通報等の対象となった研究者等（以下「被通報者」という。）、通報内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者および被通報者の意に反して外部に漏れいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 副学長、事務局長および倫理委員会は、当該通報に係る事案が外部に漏れいした場合は、通報者および被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者または被通報者の責に帰すべき事由により漏れいしたときは、通報者および被通報者の了解は不要とする。

4 副学長、事務局長および倫理委員会またはその他の関係者は、通報者および被通報者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第12条 副学長および事務局長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、公立大学法人公立ほこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立ほこだて未来大学規程第55号。）およびその他関係規程（以下「就業規則等」という。）に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報等をしたことを理由に当該通報者に対して、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被通報者の保護）

第13条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく通報等）

第14条 何人も悪意に基づく通報等を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく通報等とは、被通報者を陥れるためまたは被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えることまたは被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等をいう。

2 学長は、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する競争的資金などの

公募型の研究資金等を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）
および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

（予備調査の実施）

第15条 第8条に基づく通報等があった場合または学長がその他の理由により予備調査の必要性を認めた場合は、副学長および事務局長は予備調査委員会を設立し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、副学長および事務局長が倫理委員会の議を経て指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施するうえで必要な書類等の提出を求めまたは関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第16条 予備調査委員会は、通報等がされた行為が行われた可能性、通報等の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報等についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第17条 予備調査委員会は、通報等を受け付けた日からまたは予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査の結果を学長、副学長、事務局長および倫理委員会に報告する。

2 学長は、予備調査の結果を踏まえ、副学長、事務局長および倫理委員会と協議のうえ、直ちに本調査を行うか否かを決定する。

3 学長は、本調査を実施することを決定した場合は、速やかに公立はこだて未来大学調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、

本調査を行わせる。

- 4 学長は、本調査を実施することを決定したときは、その通報者および被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 5 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、当該事案に係る資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 6 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第18条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。なお、委員は通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、外部有識者は本学と直接の利害関係を有しない者としなければならない。また、委員の過半数は本学に属さない外部有識者でなければならない。

- (1) 副学長および事務局長
- (2) 倫理委員会の議を経て指名した有識者
- (3) 法律の知識を有する外部有識者

(本調査の通知)

第19条 学長は、調査委員会を設置したときは、委員の所属および氏名を通報者および被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者または被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、その内容を倫理委員会に諮り、妥当であると判断されたときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者および被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、通報者および被通報者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。

6 通報者、被通報者およびその他当該通報等に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、通報等がされた事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は、本調査を実施する場合に当たって、通報等がされた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類等を保全する措置をとるものとする。

2 通報等がされた事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報等がされた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続きにのっとり行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項に定める保障を与えなければならない。

(認定の手續)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に別記第2号様式により、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著書の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなけれ

ばならない。

- 5 調査委員会は、第1項および第3項に定める認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 3 調査委員会は、被通報者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知および報告)

第28条 学長は、速やかに調査結果（認定を含む）を通報者、被通報者および被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。

- 3 学長は、悪意に基づく通報等との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第29条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第18条に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委

員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告するものとする。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、前2項の報告に基づき、速やかに再調査手続の結果を通報者、被通報者および被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第31条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、次の各号に掲げる事項により調査結果を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属および氏名
 - (2) 研究活動上の不正行為の内容
 - (3) 学長が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会の委員の所属および氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報等がなされる前に取り下げされていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名および所属を公表しないことができる。
 - 3 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合または論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

4 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被通報者の所属および氏名、調査委員会の委員の所属および氏名、調査の方法、手順等を含むものとする。

5 学長は、悪意に基づく通報等が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の所属および氏名、悪意に基づく通報等と認定した理由、調査委員会の委員の所属および氏名、調査の方法、手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第32条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等がされた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 学長は、当該事案に係る資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命じるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して講じられた研究費の支出停止等の措置を

解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立の審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第36条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則等に従って、処分を課すものとする。

- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 調査委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講ずることを勧告するものとする。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、是正措置等を講ずるものとする。
- 3 学長は、前項に基づいて講じた是正措置等の内容を、当該事案に係る資金配分機関ならびに文部科学省およびその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(庶務)

第38条 この規程に関する庶務は、事務局財務・研究支援課において処理する。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第8条関係）

研究活動上の不正行為に関する通報受付書

平成 年 月 日

通報受付者名 _____

1 通報受付日

2 通報者名

所 属

職 名

電話番号

E-メール

住 所

氏 名

㊞

3 不正行為を行ったとする研究者等の氏名または研究グループの名称

所 属

職名等

氏名または名称

4 不正行為の種類（該当する□を■に塗りつぶしてください。）

ねつ造

改ざん

盗用

その他

5 不正行為の具体的内容

6 不正行為とする合理的理由

7 不正行為の発生時期および場所

平成 年 月 日

8 証拠資料

9 その他

記第2号様式（第26条関係）

研究活動上の不正行為に係る調査結果報告書

1 経緯および概要

- (1) 発覚の時期および契機
- (2) 調査に至った経緯等

2 調査

- (1) 調査体制
- (2) 調査内容

3 調査結果（不正行為の内容）

- (1) 不正行為の種別
- (2) 不正行為に係る研究者の所属・職・氏名および研究者番号
- (3) 不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者の所属・職・氏名および研究者番号
- (4) 不正行為が行われた経費・研究課題

制度名	
研究種目名	
研究期間	
研究課題名	
研究代表者（所属・職・氏名）	
研究者番号	
研究組織（研究分担者等の所属・職・氏名および研究者番号）	

- (5) 不正行為の具体的な内容
 - ・手法
 - ・内容
 - ・不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等の額およびその用途
- (6) 調査をふまえた本学としての結論および判断理由

4 本学がこれまでに行った措置の内容

5 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

(2) 再発防止策

6 添付書類一覧

7 その他